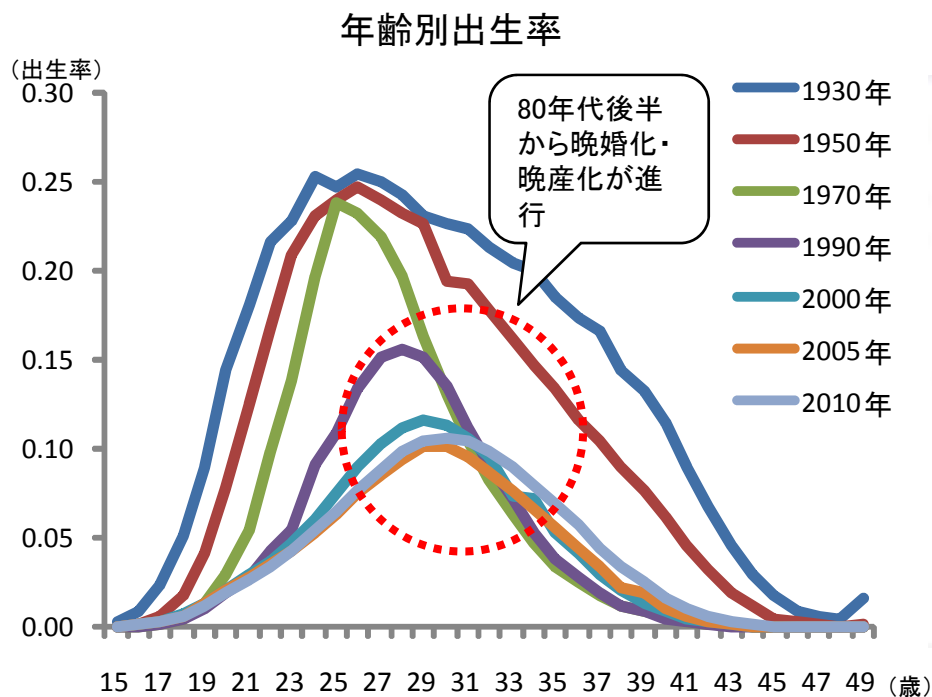


# 具体的な提案関連資料

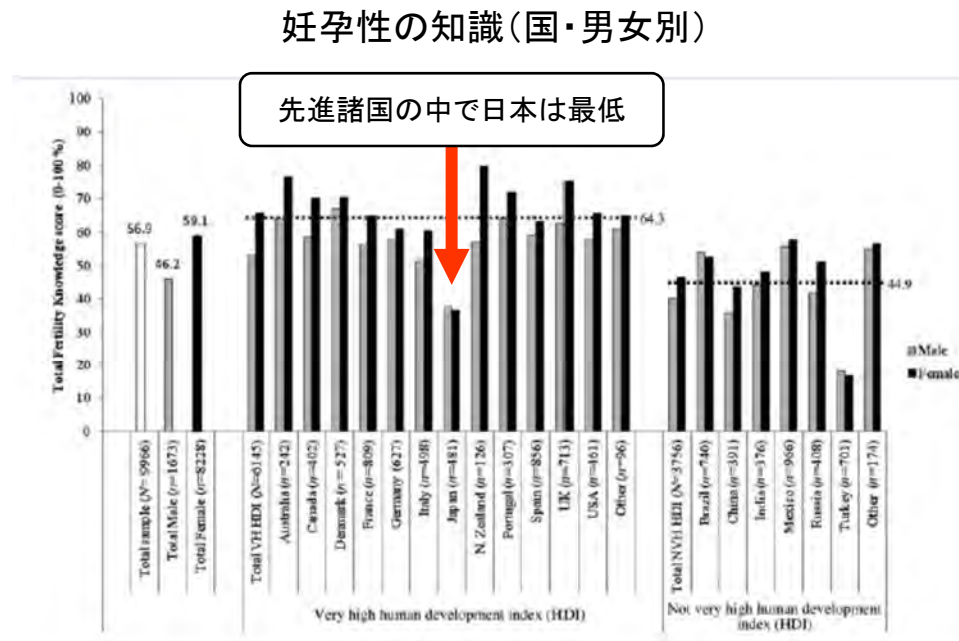
平成26年10月28日  
内閣府

# 1. 妊娠・出産に関する正しい医学的な知識を普及-①妊娠出産に適した時期

- ❑ 妊娠・出産等に関する正しい医学的な知識を普及させ、自ら、ライフプランを設計できるようにする。
- ❑ 不妊治療等の医学の発展があるから、いつでも妊娠できると考えない。
- ❑ 20代に安心して出産・育児を選択できる社会制度を急速に確立する。



出生率 = ある年齢の女性から生まれた子ども数 ÷ その年齢の女性人口  
 国立社会保障・人口研究所人口統計資料集2013



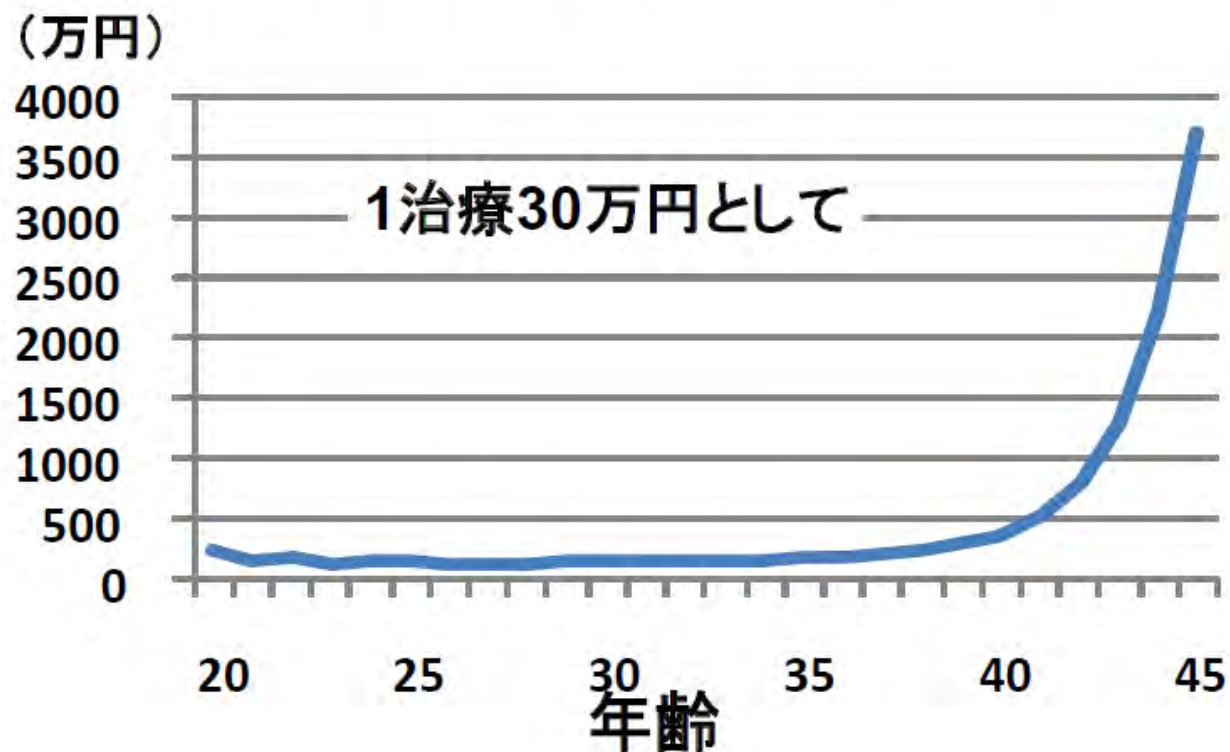
Human Reproduction, 28:385-397, 2013

(備考) 齊藤英和氏(国立成育医療研究センター副周産期・母性診療センター長)作成資料をもとに作成。

## 妊娠・出産に関する正しい医学的な知識を普及-②不妊治療に係る費用

- 体外受精(ART)を通じて1児を出生する費用は、高齢になるほど急激に増加する。費用面においては、適齢期(20代)における妊娠出産が経済的といえる。

### ART1児出生にかかる費用(2011)



## 2. 人口減少の食い止めに向けた生涯収支モデルを国民に対して提示

- 国民に対するメッセージとして、各人の希望子供数に応じて、何歳で結婚・出産し、産休・育休を取得して、職場に復帰をするのが一番経済的なのか、モデルとして提示することで、国民一人一人にとって、人口減少を食い止めるためにどのようなアクションをとれるか、身近に実感できるようになる。

# 人口減少の食い止め アクション

### ■モデルケースの提示

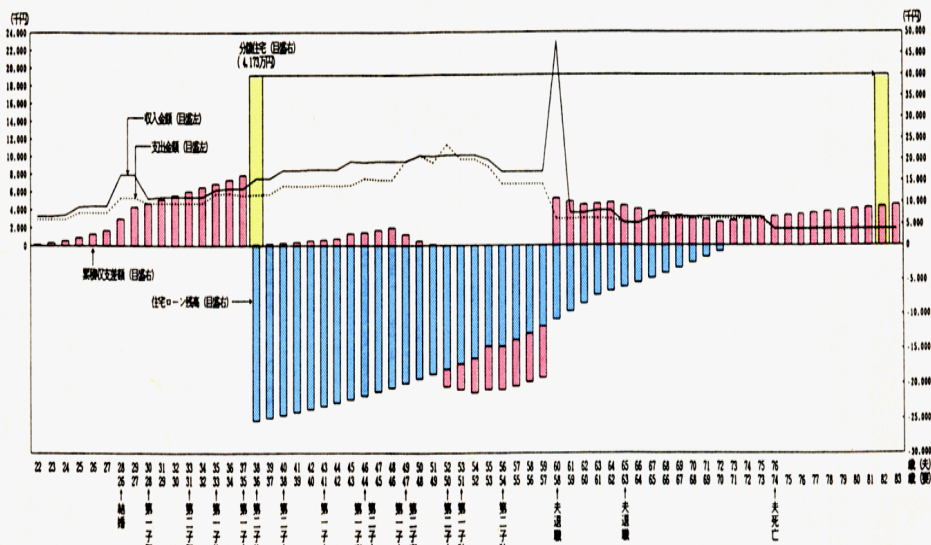
「〇人子供が欲しい」として〇歳に結婚、〇歳に出産と産休、  
〇歳に職場復帰をするのが一番経済的なのかを提示する。

# (参考)生涯収支モデル

- ❑ かつては、モデル世帯、標準世帯の収支や制度変更の影響を分析する手法が存在。
- ❑ 近年の家族形態の多様化等によってこうした分析が見られなくなった。
- ❑ 新しい何らかの分析や情報発信のあり方についての検討が必要。

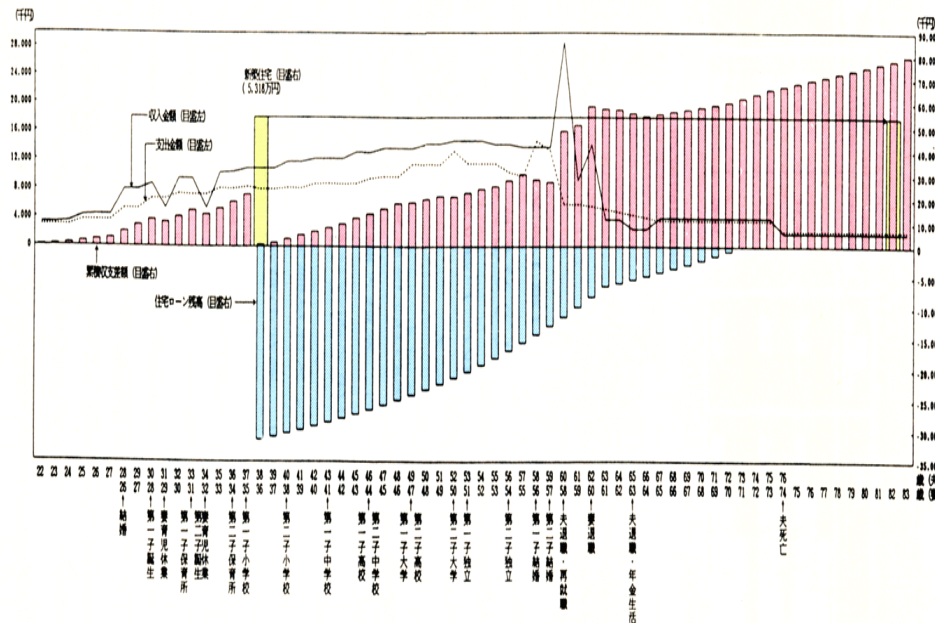
第1-2-11図 モデル世帯の生涯収支 (妻がパートタイム就業の場合)

〈平成5年価格〉



第1-2-23図 モデル世帯の生涯収支 (妻がフルタイム就業の場合)

〈平成5年価格〉



(備考)内閣府「平成6年国民生活白書(平成6年11月18日)」をもとに作成。

### 3. 地域少子化対策強化交付金を活用した取組例①

- 地域少子化対策強化交付金(H25年度補正予算:30.1億円)  
 →結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。(45都道府県、189市区町村に交付決定)

#### 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

結婚・妊娠・出産・育児までを網羅した支援人材の育成	結婚から育児までを網羅した独自の研修プログラムを、地元大学の協力を得て作成するとともに、このプログラムを用いて、結婚から育児までの総合的な支援ができる人材を養成する。	兵庫県
結婚から育児までのワンストップの相談窓口の開設	結婚から育児までに関する幅広い相談を受け付け、ワンストップで情報を提供する相談窓口を開設し、既設の窓口で行われている情報の一元的な提供や相談者の状況に応じて、最適な専門窓口へとつなぐ。	高知県
結婚・妊娠・出産・育児の関係団体の連携支援	結婚から育児までの切れ目ない支援の実施に向け、これまで連携の薄かった結婚・妊娠・出産・子育て支援に関わる団体等が、互いの課題や取組内容を認識し、ともに地域の少子化対策に取り組むための情報プラットフォームを作成する。	埼玉県

#### 結婚に向けた情報提供等

結婚に関して悩みを抱えるすべての方からの相談対応	本人のみならず親、親戚、友人等すべての方からの悩みや疑問に答える相談窓口を開設する。	茨城県
結婚に向けた行動促進、企業内の推進役によるサポート	会員登録制による直接的な意識啓発により自らの行動を促進するとともに、企業内の推進役によるサポート、サポーター同士の交流を行う。	広島県
企業、団体、県人会等とのネットワークの構築	企業・団体、在京、在阪の県人会、地域のNPO、農協、漁協等のネットワークを構築し、従業員や会員等に対する、地域の実情に応じた未婚男女へのマッチング支援、情報提供、相談対応等を行う。	徳島県
大学生による大学生のための少子化対策(恋愛、結婚等)	大学生が、同世代の大学生のために、恋愛や早期の結婚を意識させるための企画から実施までを一貫して行う。	静岡県
未婚者に対するライフデザイン構築の支援	未婚者を対象に、結婚や家庭を持つことの意義を啓発するとともに、妊娠・出産・育児等に関する正しい知識の普及を行うことで、受講者がライフデザインを構築できる支援を行う。	埼玉県



## 地域少子化対策強化交付金を活用した取組例②

妊娠・出産に関する情報提供		
産婦人科医会との協働による産婦人科医による相談会	産婦人科医への心理的な受診のしにくさ、受診しても十分な相談が出来ない状況を改善するため、産婦人科医会との協働により、 <u>直接、産婦人科医に、妊娠、出産(男性不妊含む。)等について相談できる相談会を実施する。</u> 実施に当たっては、夫婦での相談も可能であることなども含めて周知する。	静岡県
若年層への正しい知識の情報提供	若い世代に妊娠・出産に関する正しい知識を情報提供するため、 <u>学園祭や成人式の機会に啓発活動を実施するとともに、現状把握のためのアンケート調査、不妊体験者の体験談集等を作成・活用し、一層の意識啓発を図る。</u>	大分県
働く女性が利用しやすい相談窓口の開設、出前講座の開催	<u>働く女性が妊娠・出産について気軽に利用できるよう、土日に相談窓口を開設するとともに、事業所に向いて妊娠・出産に関する正しい知識についての講座を開催する。</u>	福井県
男性看護師等によるプレパパ・パパ向け情報発信及び相談対応	<u>子育ての経験者である20～30歳代の男性看護師等により、父親になる準備やパートナーへの寄り添い方、妊娠・出産に関する正しい情報を発信するとともに、専門スタッフによる電話相談を行う。</u>	茨城県
マタニティハラスメント・パタニティハラスメントのない職場づくり	<u>就業継続を希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることを避けるため、企業にマタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、制度を利用できる職場風土の醸成を促す。併せて、パタニティハラスメント(男性の育児参画を阻害するようなハラスメント)について企業経営者に啓発する。</u>	三重県
結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備		
妊娠期からの継続した家庭訪問支援	<u>NPOが主体となり、産前、産後期、子育て期の継続した家庭訪問支援のためのボランティアの養成、訪問支援の試行等を行う。</u>	山形県
結婚から育児までの職場からの応援の推進	<u>従業員の結婚から育児までを応援する職場環境づくりを進めるため、事業者を対象に研修を行うとともに、企業の優れた取組を情報発信する。</u>	福島県
産婦人科と市町村の保健サービスの連携した支援	<u>妊婦が受診している医療機関と保健サービスを行う市町村が連携するためのネットワークを構築し、妊娠早期から出産や育児への不安を抱える妊婦を把握し、医療機関と市町村が連携して支援を行うための仕組みを構築する。</u>	岐阜県
企業経営者が主体となった男性の育児参加	<u>イクメン企業同盟(イクメンを応援する企業経営者の同盟)が主体的に職場の働き方改革を目指す行動を起こすとともに、他の企業経営者にも呼びかけ、輪を広げることで、社会全体に対しても男性の意識改革、行動変容を促す。</u>	広島県

(備考)内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「地域少子化対策強化交付金を活用した取組例」をもとに作成。

# 4. 子育て関連贈与の非課税措置の拡充

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

### 【制度の概要】

- 世代間の資産移転を後押ししつつ贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入。
- 祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。  
この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

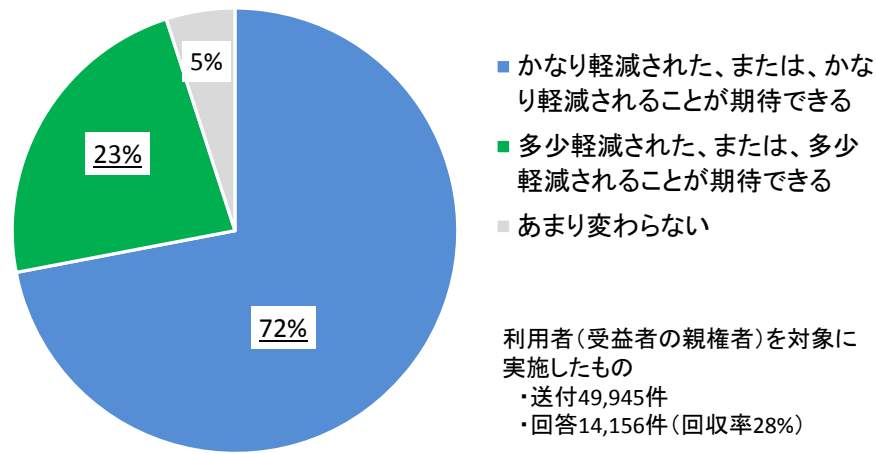
### 【制度の利用状況】

- 創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。  
口座数: 89,095口座、設定額: 6,048億円  
(平成26年9月末信託協会調)

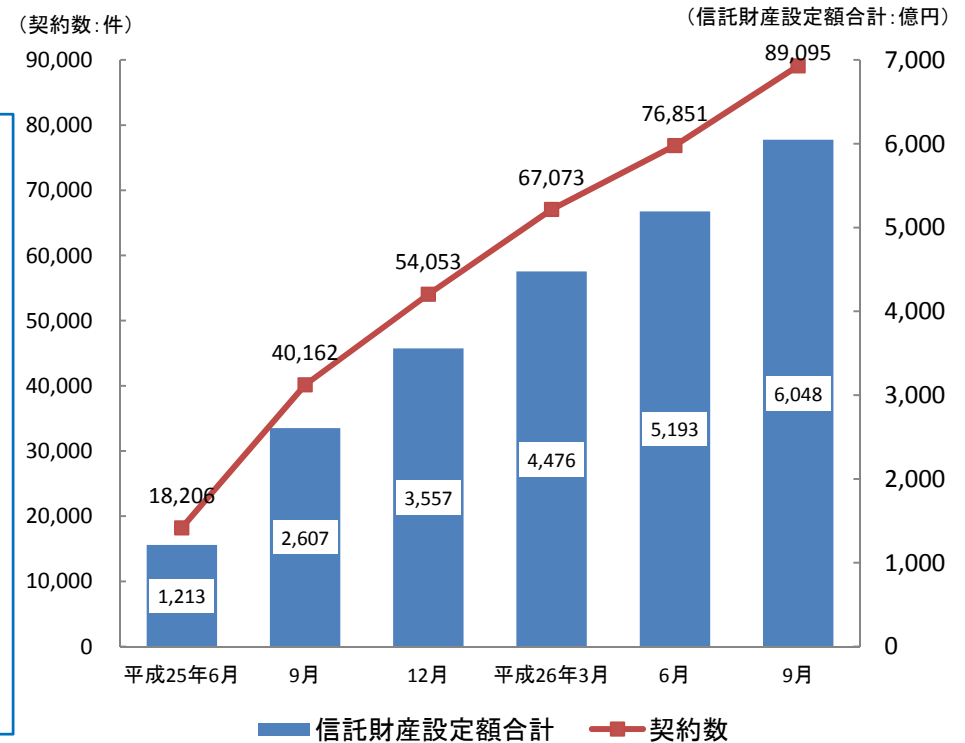
### ○制度利用による教育費に係る家計の負担軽減

((一社)信託協会による利用者アンケート調査)

→9割以上が「教育費に係る負担が軽減された」と回答



### 教育資金贈与信託の受託状況



(備考)金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(2014年8月)、文部科学省「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(2014年8月1日)、一般社団法人信託協会「教育資金贈与信託の受託状況(2014年9月)」、「教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査結果」(2014年7月)をもとに作成。



# (参考)国の子育て関連税制への提言等

- 子育て支援や両立支援に向けて、高齢世代から若者世代への所有資産の移転と再配分を促進するための税制優遇措置について各種提言がなされている。

## 27年度予算要求・税制改正要望に向けた緊急提言(抜粋) (H26.8.26少子化危機突破タスクフォース予算・税制検討チーム)

項目	内容
仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業支援のための税制	次世代育成支援対策推進法が延長・強化されたことを踏まえ、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む子育てサポート企業として「くるみん」認定を取得するインセンティブを与え、企業の「くるみん」認定取得を推進・加速化するため、平成23年6月30日に創設された「くるみん税制」を延長・拡充すること。また、さらなる仕事と家庭の両立支援の取組を進め、「プラチナくるみん(仮称)」認定を取得した企業に対しては、さらなる税制優遇措置を受けられるようにすること。
結婚・子育て支え合いを促進するための税制等	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進するとともに、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、高齢者世代が若い世代を支える、信託の機能を活用した新たな贈与税の非課税措置を設けること。子育てに要する支出を控除の対象とするような所得税制上の措置を設けること。今後、社会保障制度の充実による高齢者給付の国庫負担分を死亡時に国庫還元する仕組み、女性の働き方の選択に対して中立的な税制等への見直し、及び3人以上の多子世帯に対する税制優遇について検討すること。
三世帯同居・近居に係る軽減のための税制	高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望を実現するため、三世帯同居・近居に係る税制上の措置を設けること。

## 次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化(抜粋) (H26.7.15全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチーム)

- 世代間の支え合いの仕組み (抜本強化に向けたトータルプランより)  
**高齢者から子・孫の世代への所有資産の移転と再配分が促進される税財政制度の創設**

項目	内容
「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」の創設	○贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度(仮称)」を創設(恒久制度)。 ○相続税について、課税ベースの拡大(基礎控除の引き下げ)により、その一部の少子化対策目的税化を検討。
公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度創設	民間金融機関が幅広い高齢者を対象に子・孫への贈与等の資金をリバースモーゲージで融資する際に、公的保険により補償する新制度を創設

## 5. 企業の若者支援、子育て支援の促進①

- 次世代育成法改正により、企業の積極的な次世代育成支援の取組について公表が義務づけられた。
- 企業に、働き方改革や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を期待。

### 次世代育成支援対策推進法（2003年制定、2005年施行、2014年一部改正）

目的	次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。地方自治体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付け、10年間の集中的・計画的な取組を推進する。
内容 (行動計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○策定指針：国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定</li> <li>○基本的な視点：仕事と生活の調和、仕事と子育ての両立、企業全体での取組等、企業の実情を踏まえた取組、社会全体による支援</li> <li>○市町村行動計画(自治体)に盛り込むべき事項： <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び促進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業と家庭との両立促進、子ども等の安全確保、要保護児童への対応などきめ細やかな取組の促進</li> </ul> </li> <li>○一般事業主行動計画(企業)の内容に関する事項： <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備 等</li> </ul> </li> </ul>
一部改正 (2014.4.制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法律の有効期限を2025.3.31まで10年間延長</li> <li>○新たな認定(特例認定)制度を創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度を創設</li> <li>・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付け等</li> </ul> </li> </ul>

### 「ストップ少子化・地方元気戦略」(抜粋) (H26.5.8日本創成会議・人口減少問題検討分科会)

#### 企業における「働き方」の改革

育児休業の拡充等	子育てと仕事が「両立」する働き方の実現	企業の姿勢・実績に対する評価と支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20歳代からの育休取得</li> <li>○ 男性の育休完全取得</li> <li>○ 育休保障水準の引き上げ →全期間を67%、さらに80%程度まで引き上げ</li> <li>○ 育休明けの円滑復帰の支援 →離職ブランク解消のための能力開発支援</li> <li>○ 出産・育児で退職する間の経済支援</li> <li>○ 転勤に関する配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長時間労働」の是正 →残業割増率50%への引き上げ</li> <li>○ 多様な働き方の推進 →成果ベースの労働管理、時間・場所を自由に選べる柔軟な働き方</li> <li>○ 子育て中の柔軟な働き方 →短時間勤務、テレワークの普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の姿勢・実績の公表—トップランナー方式 →積極的に取り組む企業の社会的評価の向上 「子育て支援」だけでなく、「結婚・出産支援」まで視野に入れた取組促進を検討</li> <li>○ 「子だくさん企業」の優遇</li> <li>○ 中小企業や非正規雇用の従業員に対する支援</li> <li>○ 「ワークライフマネジメント」の考え方</li> </ul>

(備考)日本創生会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」、厚生労働省「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平成26年改正)(概要)をもとに作成。

## 6. 地方における経済循環—事例①島根県

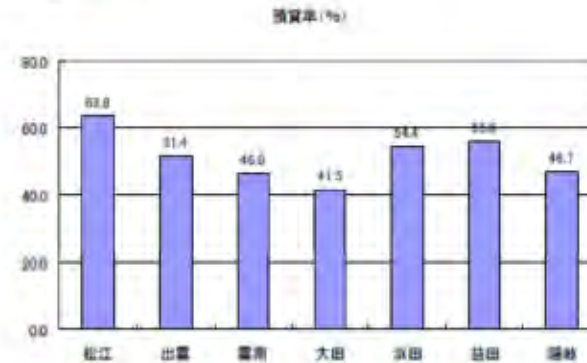
- 地方においては、資金が域内に無いわけではなく、循環せずに域外に流出してしまっている構造にある。こうした構造を定量的に把握・分析することが解決策の検討の端緒になる。

島根県全体の経済循環：域外調達1兆5,180億円 (H15)

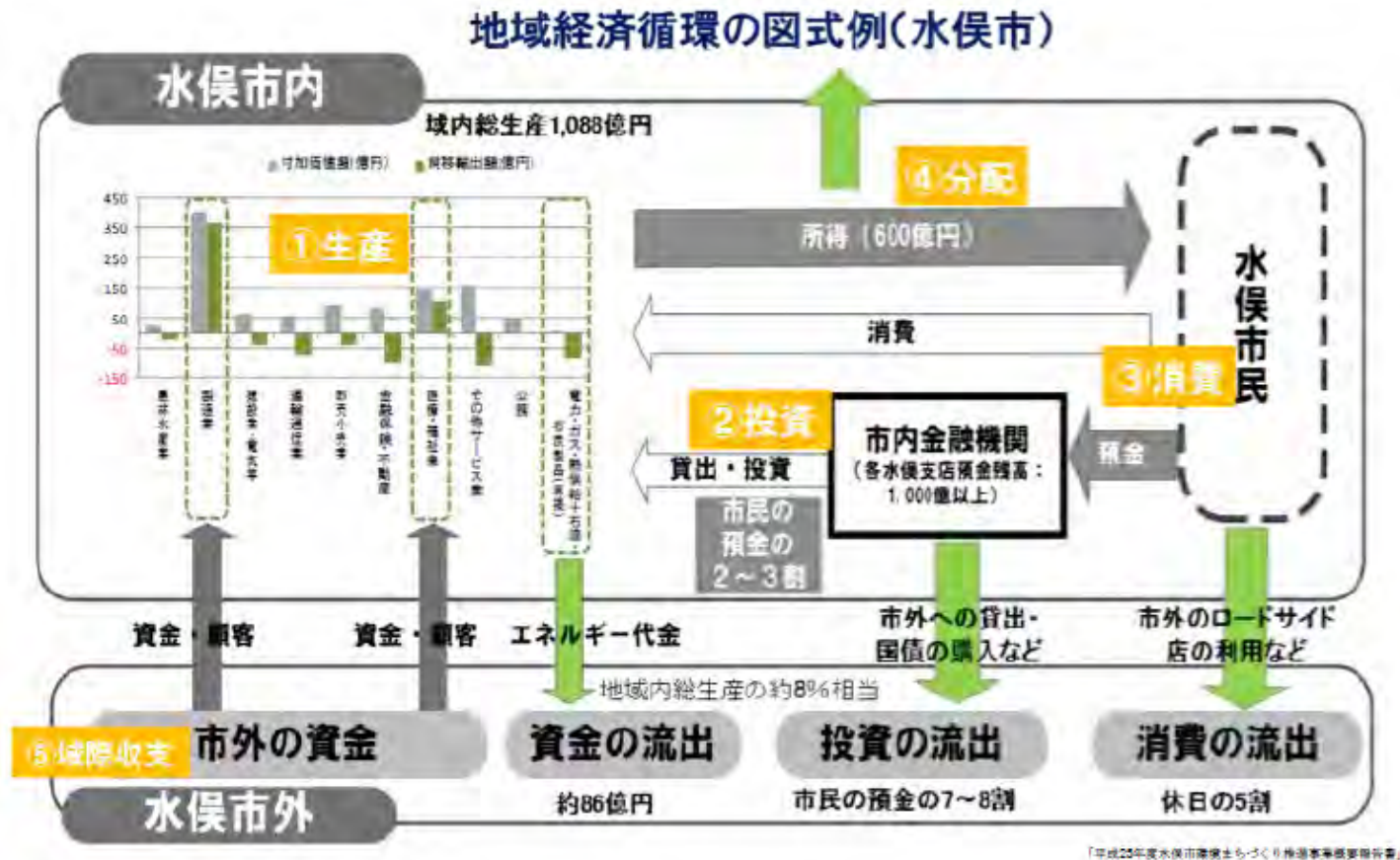


● **預貸率**の全県平均は**56%**

再投資が地元で十分に  
行われていない！



# 地方における経済循環—事例②水俣市



(備考)第9回「選択する未来」委員会(2014年9月12日)深尾委員提出資料をもとに作成。



## 7. 社会的投資による地域内の経済循環の促進

- 活力あふれる地域社会をつかっていくためには、地域内で資金が循環するデザインを構築することが重要。
- 循環の実現には、「もらうーあげる」という補助金型から、地域のパラダイム展開、可能性を引き出すような知恵・成果型へシフトしていくことが必要。例えば、休眠預金の利活用など、社会的収益を目的とした地域投資の手法が有効といえる。

「地方創生」は決してバラまきにせず、パラダイム転換や可能性を引き出すために → 「もらうーあげる」から脱却を！！

### キーは「社会的投資」の促進

休眠預金の利活用／投資減税  
ローカルファンドの支援

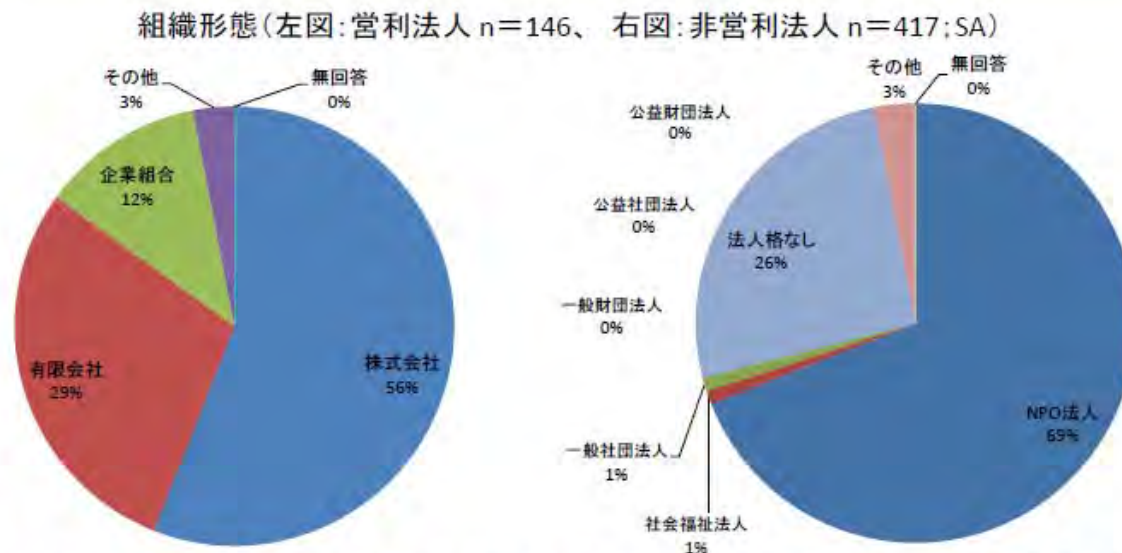
- ・ 地域活性化手法を補助金型から知恵／成果型にシフトさせる
- ・ オーナーシップ型地域経営 > 自治体のガバナンス改革に
- ・ クロスセクターベネフィットで成果を図ることで分断から統合へ
- ・ 社会収益率などの評価手法を確立させ、
- ・ 社会投資減税などをテコに、地域に必要な多様なインフラを整備
- ・ 知恵をあつめたり努力ができない地域は消滅へ
- ・ G8での議論

## 8. 地域課題への新たな取組手法

- 様々な地域課題を解決していくには、取組主体が営利法人・非営利法人であるかに関わらず、ビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスのノウハウを活用することが重要。

### ソーシャルビジネスの概要

- ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、次世代育成など）を市場としてとらえ、その解決を目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」を3つの要件とする。推進の結果として、経済の活性化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待される。（経済産業省ソーシャルビジネス推進研究会報告書（平成23年3月）抜粋）
- ソーシャルビジネスの事業主体としては、特定非営利活動法人が最も多く、次に株式会社や有限会社となっており、多様な法人形態や団体が存在している。



（出所）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成21年度地域経済産業活性化対策調査報告書」（平成21年度経済産業省委託調査）  
（平成22年2月）より

18



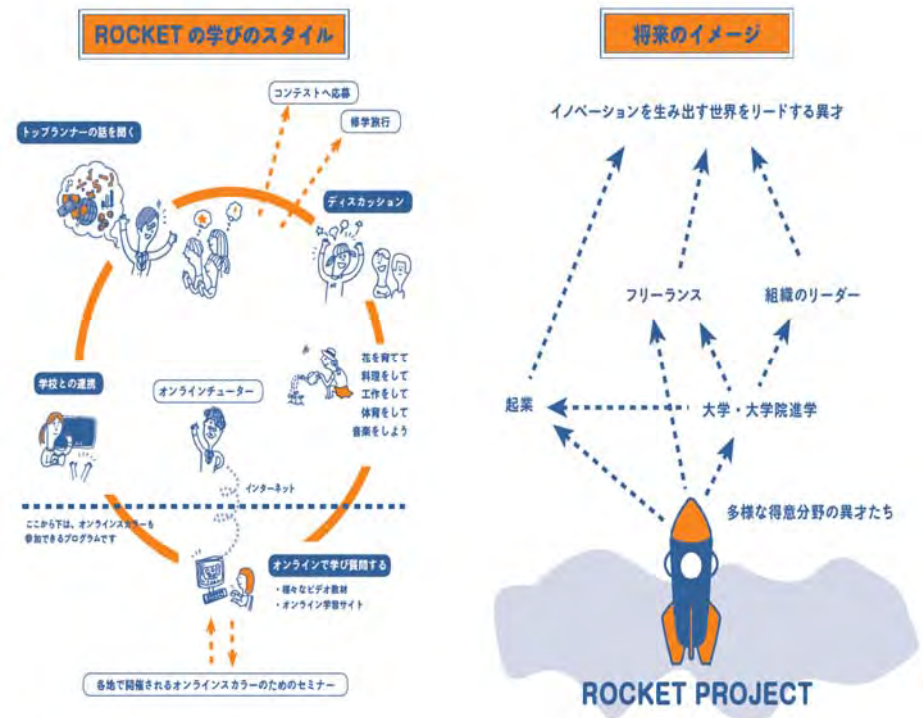
## 9. 異能、異才の発掘、育成

- 総務省において、ICT成長戦略の一つとして、平成26年度より独創的な人向け特別枠「異能(innovation)」プログラムを開始。ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する人を支援。
- 東京大学と日本財団において、「異才発掘プロジェクト(ROCKET:Room Of Children with Kokorozashi and Extraordinary Talents)」を発足。突出した能力はあるが、現状の教育環境に馴染めず、不登校傾向にある小・中学校生を選抜し、継続的な学習保障及び生活のサポートを提供することで、将来の日本をリードする人材を養成。

「異能vation」プログラムの流れと仕組み



異才発掘プロジェクトの内容

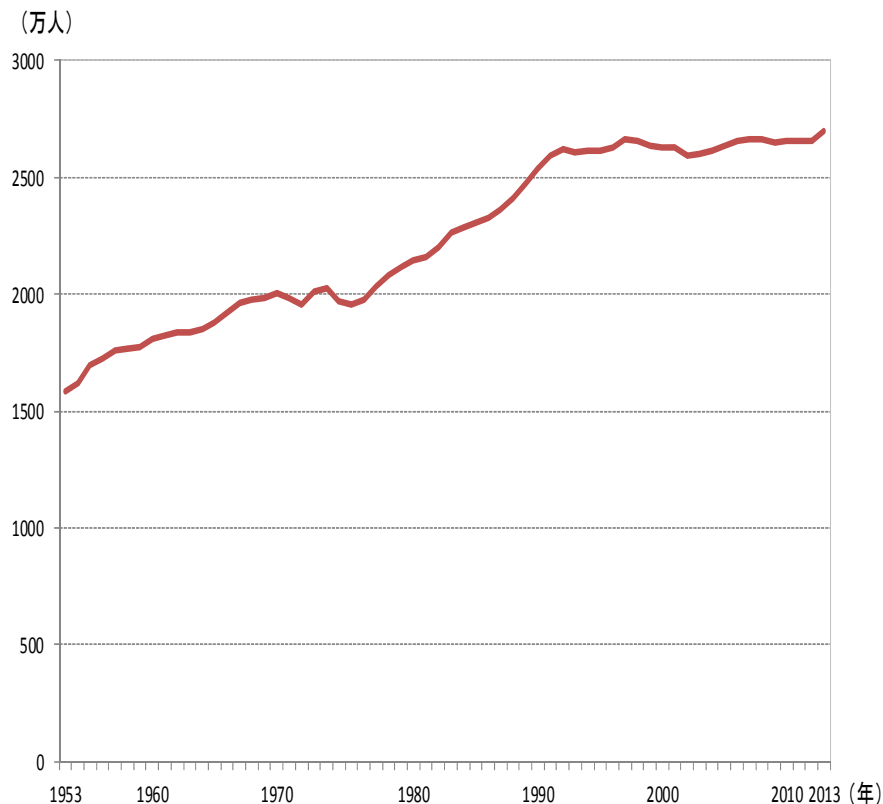


(備考)総務省HP、異才発掘プロジェクト(ROCKET)HPをもとに作成。

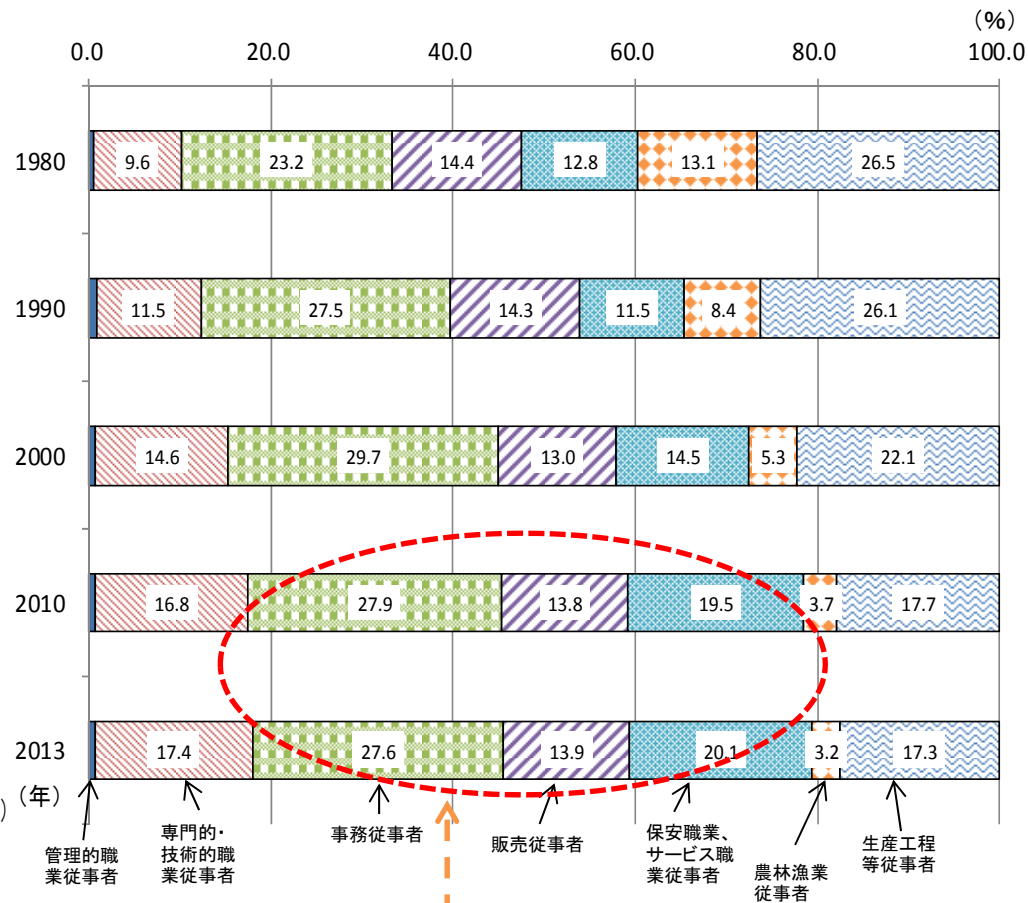
# 10. 女性の活躍促進

□ 女性の就業者数は増加傾向。職業別にみると、事務、販売、サービス関係の職種に就く女性の割合は変わらず、大半を占めている。

女性の就業者数の推移



女性の就業者数の職業別割合



6割強が事務・販売・サービス

(備考)総務省「労働力調査」をもとに作成。

# 11. 高齢者雇用の現状

- 高年齢者雇用安定法では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に対して「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け。
- 「今後は一般的に何歳まで働くのが望ましいか」については、「年齢で一律に捉えるべきではない」、「66～69歳」と回答する割合が高い。

## 企業の高年齢者雇用状況(H25)

### ○ 高年齢者雇用確保措置を実施済

全体	92.3%
中小企業	91.9%
大企業	95.6%

### ○ 希望者全員が65歳以上まで就労可能

全体	66.5%
中小企業	68.5%
大企業	48.9%

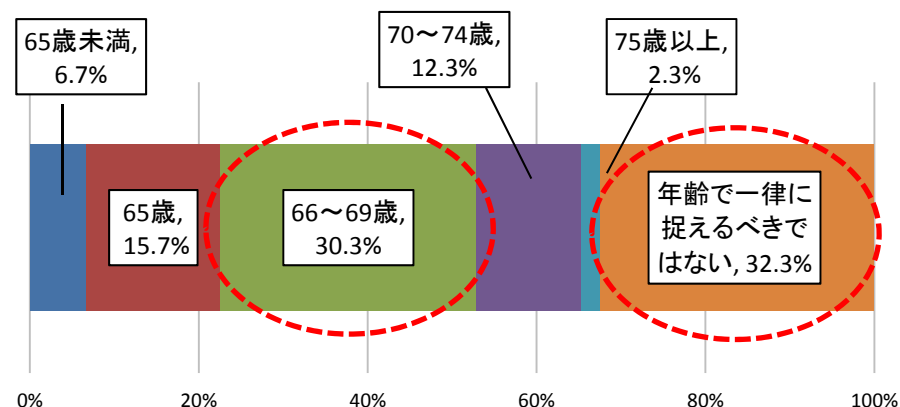
### 希望者全員が70歳以上まで就労可能

全体	18.2%
中小企業	19.0%
大企業	11.0%

(備考) 厚生労働省「平成25年 高年齢者の雇用状況集計結果」をもとに作成。

対象：雇用状況を報告した従業員31人以上の企業 約14万社  
 「中小企業」 従業員31人～300人規模  
 「大企業」 従業員301人以上規模

## 今後は一般的に何歳まで働くのが望ましいと思うか



(備考) 内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」結果概要(回答総数：1,826人)をもとに作成。



# 12. 高齢者と子どものふれあいの拡大(「選択する未来」シンポジウムより)

## 東京会場の例

- JR東日本グループでは、子育て支援を通じた沿線活性化事業として「HAPPYCHILD PROJECT」を推進。
- 多世代交流をテーマとした子育て支援と高齢者福祉の複合施設「コトニア吉祥寺」を開設。
- 子どもたちはお年寄りへの思いやりや尊敬する心を育み、高齢者の方々は子どもたちに癒され、気力の充実に繋げることに寄与。

**COTONIOR**

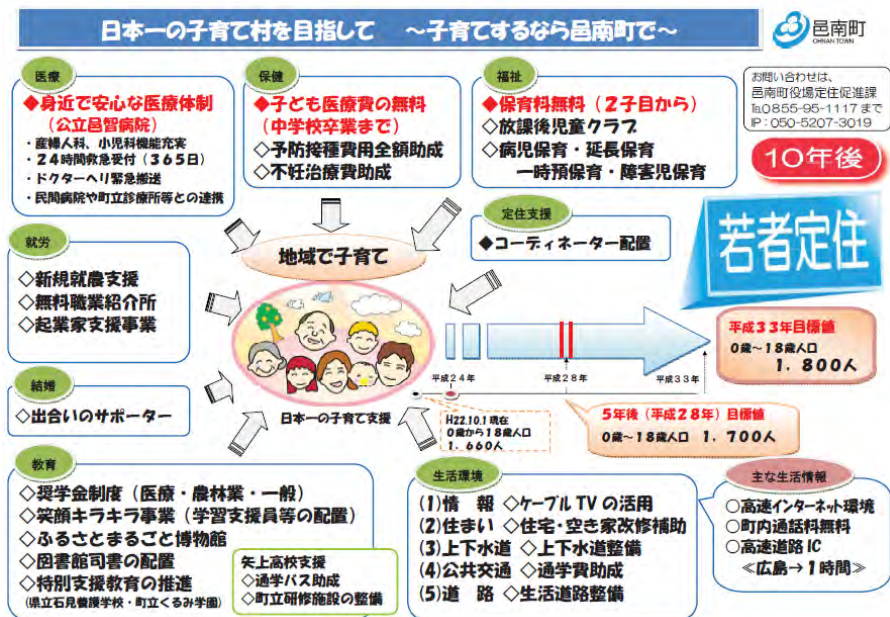
[子ども(codomo) + と(to) + シニア(senior)]からなる造語。  
子どもたちとシニア世代の方が交流し、多世代が集うあたたかな場にしていきたいという思いをこめている。



(備考) JR東日本HP、(株)ジェイアール東日本都市開発HP、邑南町HPをもとに作成。

## 島根会場の例

- 島根県邑南町の「日本一の子育て村構想」は、子どもたちを安心して産み育てられる環境の整備に重点を置き、子育ての経済的負担を軽減する具体策の実現により、住み良い町づくりに取り組む。
- 町全体で子育て意識を共有する雰囲気づくりを目指す。
- 祖父母向けに「孫を乗せてます」と記した車用のステッカーを作成。

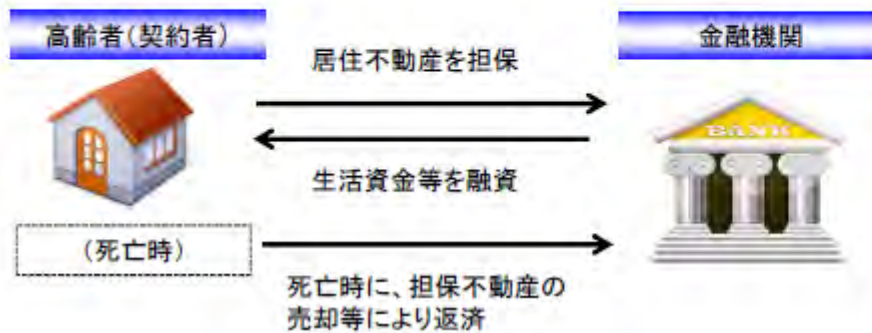


# 13. 高齢者が安心して暮らせる仕組みの充実①

- ❑ 高齢者は不動産の保有率が高い。不動産のフローの現金化を可能にするリバースモーゲージが利用できれば、想定以上の長寿になっても生活保障が容易化。
- ❑ 不動産のフローの現金化は、子・孫世代への資金移転行為にもつながる。

## 公的保険の補償による新たなリバースモーゲージ制度の創設

【リバースモーゲージの仕組み】



【リバースモーゲージの具体例】

分類	実施主体	主な貸付要件	貸付限度額	資金使途
公的	都道府県 社会福祉協議会	65歳以上 市町村民税の非課税世帯	居住用不動産の評価額の70%程度 1月当たり30万円以内の額	毎月の生活費
公的	住宅金融支援機構	60歳以上	1,000万円又はリフォーム工事費の低い額	自己所有宅のバリアフリーリフォーム、耐震改修工事等資金
民間 【公的 保険】	民間金融機関 (住宅金融支援機構による融資保険)	60歳以上	1,500万円、リフォーム工事費又は担保評価額50%の低い額	自己所有宅のリフォーム等資金
民間	A銀行	年収120万円以上 55歳以上80歳以下 対象地域(マンション) : 首都圏・京阪神エリア	500万円以上1億円(マンションは5000万円)以内 年に1回見直し	自由
民間	B信託銀行	60歳以上84歳未満 対象地域: 三大都市圏エリア	自宅の土地評価額の50%以内(但し評価額は8,000万円以上) 3年に1回見直し	自由
民間	C銀行	金融資産を相応に保有し、安定・継続収入が見込めること 55歳以上 対象地域: 首都圏エリア	1,000万円以上2億円以内で自宅の土地評価額以内(但し評価額は2,000万円以上)	自由又は有料老人ホーム入居料等

契約者の長生き、金利の上昇、不動産価格の下落による担保割れリスク  
⇒カバーするための公的保険の整備が必要

公的機関は使途限定、民間金融機関は対象限定  
⇒幅広い高齢者が利用しやすい制度が必要

民間金融機関が幅広い高齢者を対象に子・孫への贈与等の資金をリバースモーゲージで融資する際に、公的保険により補償する新制度を創設！

(備考) 全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチーム

「次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化～国家的な危機に立ち向かうためのトータルプランの推進～」をもとに作成。

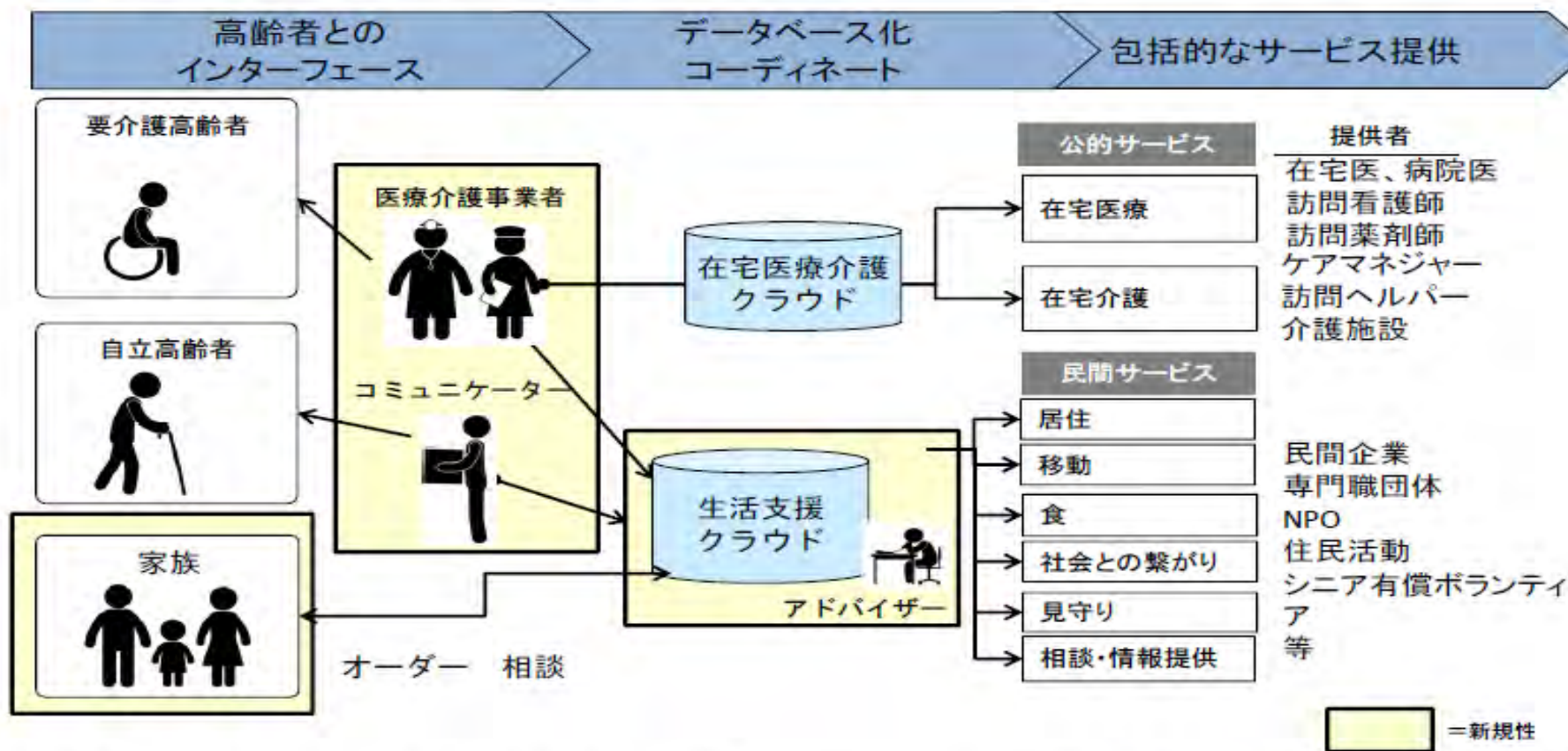


## 高齢者が安心して暮らせる仕組みの充実②

- 高齢者が一層安心して暮らせる仕組み例として、医療、福祉や関連サービスの情報を一元化していく取組が有効。

### STEP3: 高齢者への在宅医療・介護・生活の包括支援体制の構築

#### ■健康・生活サービス連携モデルの構築



総務省 平成25年度「情報連携活用基盤を活用した高齢者在宅医療・生活支援モデルの実証実験」として富士通株式会社ほかと実証事業を実施

(備考)第4回 人の活躍ワーキング・グループ(2014年5月27日) 武藤委員提出資料をもとに作成